

公的扶助。なんのために、誰のために。

著：渡辺修宏
企画：渡辺修宏
小幡知史
二階堂哲

公的扶助の素晴らしさ

公的扶助ってご存知ですか？

我が国（日本）の社会保障制度の4つの柱の1つであり、社会保険、社会福祉、公衆衛生に並ぶ仕組み、それが公的扶助です。この制度は、貧困者や低所得者に対して、健康や生活を最終的に保障するように働いています。

おそらく、読者の皆様の大半は、「公的扶助？そんなことは当たり前知っているよ」と、ご失笑なされることでしょう。でも大事なことなので、あえてもう少し、それについて記していきます。

公的扶助は、生活保護法に基づいて困窮者を支援します。具体的には、生活扶助（食費、被服費、光熱費等）、教育扶助（学用品費等）、住宅扶助（家賃、地代等）、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助（生業費、技能習得費、就職支度費）、葬祭扶助の8項目のうち、必要な項目の必要な金額を合算して生活保護費（単給または併給）を支給するのです。

支給される金額は、扶助の種類だけで決まるわけではありません。生活保護によって保障される生活水準（生活保護基準）は、被保護者の年齢、世帯構成、居住地等によって異なるからです。なお、この基準は国が定めており、毎年、改定されています。

生活保護の手続きの流れは、事前の相談、保護の申請、保護費の支給となります。相談や申請の窓口は、住所地の福祉事務所です。福祉事務所を設置していない町村の場合、町村役場でも申請の手続きができます。市町村役場におけば、相談する・しないは別として、きっとたくさんの生活保護に関わる資料をゲットすることができるでしょう。

このような制度は、憲法第25条（生存権の保障）を具体化したもので、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために整備され、機能しているのです（資料1参照）。

資料 1

日本国憲法（昭和 21 年憲法）第 25 条

第 1 項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第 2 項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上 及び増進に努めなければならない。

このように公的扶助とは何かを振り返ってみますと、いろいろ気づくことがあります。例えば、公的扶助の「扶助」という言葉。よくよく考えると、扶助の「扶」も「助」も、「助ける」という意味なわけです。そうとなると、いわば、「助けまくる」という言葉になるわけです。戦争、戦闘、闘争などといった言葉と、真逆の意味といってもいいのかもしれませんが。そういえば、社会福祉の「福祉」は、「福」も「祉」も、「幸せ」を意味します。「扶助」にしろ、「福祉」にしろ、本当に素敵な意味があるなあと感じるところです。

実際、さまざまな事由で生活がままならなくなっても、この公的扶助ないし生活保護制度によって支えられ、困窮事態を脱却できた方がきっと、数えきれないほどいらっしゃるのでしょう。病気、怪我、障害、失業、災害、事故、犯罪被害、盗難、家族離散、テロなど、いろいろな事由で、人は容易く困窮状態に陥ります。安易に述べるつもりはありませんが、そのような境遇に陥ったショック、絶望、悲しみ、苦しみを支えるための 1 つ手立てが、公的扶助であると思います。そう、これもまた、立派な援助の 1 つなのです。

諸外国をみますと、公的扶助制度のあり方は多様ようですが、いずれにせよ、趣旨として、意味として、機能として、非常に尊い制度であると感じています。

話は変わって

話は変わりますが、私はある時、この公的扶助が、一体誰のために、なんのために在るのかということ、深く考えさせられました。その時はじめて、公的扶助が、役に立たないのではないか、あるいは、人の助けにならないのではないかと疑ったのでした。

以下はあくまで、私の体験談となります。つまり、単なる、些末な一事例のご紹介となります。

登場する人物を匿名化するため、すなわち、登場する人物が特定されないよう、少々、事実と反する表現が含まれていたり、あるいは、そもそも一部情報が省略されておりますことをご了承ください。また、私の感情、意見、思いは、あくまで当時の、そして、まったくの個人的な見解となります。私の勉強不足があることはもちろんですが、もしかしたら一部の描写に対して、指摘、批判、お叱り等をお受けするかもしれません。ただ、本稿の趣旨は、

「対人援助実践をレポートする」ことにありますから、あえて私の、自分の至らなさを赤裸々に告白させていただこうと思います。

自立がみえるというのに

私がまだ、ソーシャルワーカーとして未熟だった頃、たくさんの要援助者・被援助者（以下、クライアント）と出会いました。以前に述べた通り、私は、障害者福祉領域で活動しておりましたので、当然、クライアントは、いわゆる、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等を抱える児童や大人の方々でした。

各種障害等をお持ちであっても、比較的軽度、または、十分にリハビリテーションや各種訓練をお受けになれば、自立が可能な方は決して少なくありません。ちょっとした工夫、ちょっとした勉強、ちょっとしたサポートを組み合わせ、それぞれ自助努力を含めていろいろ計画して、実践していけば、それぞれ、自立生活は目に見えてくるのです。

私も実際、そのようなケースをいくどか、目の当たりにしたことありました。「ああ、この方ならば、ここまでいける」、「このケースならば、援助者の手を必要としない生活まで届く」といった見通し、手応えをしっかりと感じ、また、連携する方々とそれを共有できたこともありました。しかし、時にはそれが空転することもあったのです。

それは、肝心の御本人に、あるいはそのご家族に、「自立したい」という意志がほとんどみられないケースでした。

公的扶助は権利

成人男性 A さん。その方には、就労する意欲が全くありませんでした。どんなに成績が芳しくなくても教育機関を修了すれば、のんびり悠々自適な生活を送る気でいました。

A さんには、精神疾患（いわゆる軽度）の診断がでていました。その診断を得て、A さんに、「嗚呼、自分は障害者なんだ。障害者として生きるんだ」という自覚が芽生えたそうです。

その一方、A にかかわる私達は、A さんは十分、就労できるレベルに達せられるという評価を得ていました。四肢および体幹は健全、言語に基づく意志疎通も当然良好であり、精神疾患の陽性・陰性症状もほとんどみられないので、周囲の理解を得られればなんら問題なく、就労・自活生活できると見込んでいたのです。また、A さんのご家族は医療関係者であり、経済状況もすこぶる恵まれていたので、一見、なんの問題もないケースと思われていたのです。

それがゆえに、A さんから、次のように言われたときには、ショックというか、違和感というか、ただ、言葉を失いました。

「ああ、自分は（今、通学している教育機関を修了すれば）、生活保護を受けて生活していくんで、大丈夫です。」

A さんのご両親は明らかに高所得者でした。そして、生活保護は原則として世帯単位とな

ります。よって、私達に、Aさんのケースにおいて生活保護という発想は、まったく生まれていませんでした。でもAさんは、「世帯分離」という手続きによって、生活保護受給が可能になると見込んでいたのです。すでに成人に達しているAさんが、教育機関修了となって実家をでて単身生活に移行し、単身世帯として、生活保護を受給する・・・それは、理屈として、不可能ではなかったのです。

私をはじめ、多くの関係者で、Aさんに対し、説明・説得のようなかかわりを展開しましたが、Aさんの意志は頑なでした。Aさんの強い意志は、次のような内容でした。

- 1 就労して、社会で生きていくことに、とても耐えられない。
- 2 家族と一緒に住み続けることに、とても耐えられない。
- 3 生活保護受給は、権利であるから、なんら問題ない。
- 4 生活保護受給をしながら、TVをみたり、ゲームをして、人生を謳歌したい。

「そんな発想は良くないよ」と、誰かが、Aさんに言いました。

「なにが悪いんですか？どこか間違えていますか？」、Aさんは答えました。

その後は、もう、平行線でした。私達とAさんの話は、常にどこかがずれたまま、進んでいくのでした。

公的扶助は誰のためか？

よくよく考えてみますと、Aさんの主張に対して「悪い」とも「間違えている」とも反論することはできないと、私は気づきました。

無論、いわゆる倫理感や一般論に基づけば、やはり改めたほうが良いと主張できますが、それでも、Aさんが考え抜いた価値や人生観に対して、誰が、何を根拠に、「悪い」とか、「間違えている」と言えるのでしょうか？

Aさんに対し、やる気がない、だらしない、幼稚だ、未成熟だと、叱咤・批判する方も少なくないでしょう。また、Aさんのような人に対して公的扶助は存在しているわけではなく、指摘する方も少なくないでしょう。いくらでも、Aさんの考え方や振る舞い、あるいはAさんのご家族に対して、文句をつけられるでしょう。

それでも、Aさんは、生活保護受給を希望して、受給して生きていこうと、一貫した考え方を示しているのです。Aさんには精神疾患の診断がついており、その事実が、Aさんの考え方を確かなものにしたのかもしれませんが。Aさんのご家族も（すでにいろいろなことを諦めている様子で）、Aさんの好きなように生きなさいと言っています。実際にAさんが生活保護を受給できるかどうかはわかりませんが、Aさんの考え方や振る舞いを、根本的に覆すのは極めて難解なことでした。

もし、本当にAさんが生活保護受給となり、本当に「TVをみたり、ゲームをして」人生を全うするのならば・・・。そんな想像をした時、私は生まれて初めて知る、ある感覚に襲われるのでした。それまでに理解していた公的扶助の意義、趣旨、理念が変わる、という変化でした。

一つづー